

# 令和5年第5回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和5年5月26日(金) 14時00分～14時50分

1 場 所 南有馬庁舎 3階大会議室

## 1 出席者の氏名

教育長	松 本 弘 明
教育委員	中 村 一 也
教育委員	塩 田 絹 代
教育委員	吉 田 英 則
教育委員	松 尾 哲

## 1 欠席者の氏名

## 1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五 島 裕 一
教育総務課長	佐々木 航
学校教育課長	大 草 修 三
生涯学習課長	岡 野 俊 作
教育総務課教育総務班長	井 上 実
文化財班長	梶 原 知 治
世界遺産推進班長	岩 永 正 貴

## 1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

議案第9号 南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について

議案第10号 南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について

第6 その他

(1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について

(2) 次回教育委員会定例会の開催について

(3) その他

第7 閉会

### 日程 第1 開会

松本教育長

教育長の職務代理者につきましては、これまで塩田委員さんをお願いしておりましたが、本日付で、中村委員さんを教育長職務代理者として指名しましたので、ご報告いたします。

職務代理者につきましては、概ね1年程度で交代していただくよう考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、只今から、「令和5年第5回定例会」を開会いたします。

### 日程 第2 前回会議録の承認

松本教育長

日程第2「前回会議録の承認」ですが、委員の皆さんには、事前にご確認をいただいております。

署名人は、前回の会議におきまして、「松尾委員」を指名しておりましたので、ここで、署名をお願いいたします。

### 日程 第3 会議録署名人の指名

松本教育長

日程第3「会議録署名人の指名」ですが、今回は、「吉田委員」をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

それでは、会議録署名人に「吉田委員」を指名いたします。

### 日程 第4 教育長報告・各課室報告

松本教育長

日程第4「教育長報告・各課室報告」を行います。

教育長報告につきましては、教育次長から説明させます。

教育次長

(別紙により、教育長が出席した諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

次に、「各課室報告」を行います。

教育総務課から順に報告をさせます。

各課長及び班長

(別紙により、各課室の諸会議等の概要について報告。)

松本教育長

只今の報告について、何かお尋ねなどはございませんか。

特にないようですので、以上で、「教育長報告・各課室報告」を終わります。

### 日程 第5 議案審議

松本教育長

続きまして、日程第5「議案審議」を行います。

松本教育長

議案第9号「南島原市招致外国青年任用規則の一部を改正する規則について」と、議案第10号「南島原市英語指導助手任用規則の一部を改正する規則について」は、関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当課長から説明させます。

学校教育課長

それでは、議案第9号及び議案第10号について説明させていただきます。

提案理由は、どちらの規則改正も南島原市会計年度任用職員の勤務時間、休暇

等に関する規則の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

まず、議案第9号の1ページをご覧ください。本改正規則の内容について示しております。附則に「5 令和5年6月1日から同年10月31日までの間における第15条第1項第18号の規定の適用については、同号中「3日間」とあるのは「5日間」とする。」という1項を加えます。第15条第1項は特別休暇について規定したものであり、第18号は夏季休暇の日数について規定したものです。

本規則は、令和5年6月1日から施行するとしております。

2ページをご覧ください。新旧対照表となっております。

3ページ以降は、本規則の全文をお示ししております。

次に、議案第10号の1ページをご覧ください。本改正規則の内容について示しております。「附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付します。そして、「(令和5年6月1日から同年10月31日までの間における特別休暇の特例)を見出しとし、「2 令和5年6月1日から同年10月31日までの間における第15条第1項第18号の規定の適用については、同号中「3日間」とあるのは「5日間」とする。」を第2項として加えます。第15条第1項は特別休暇について規定したものであり、第18号は夏季休暇の日数について規定したものです。

本規則は、令和5年6月1日から施行するとしております。

2ページをご覧ください。新旧対照表となっております。

3ページ以降は、本規則の全文をお示ししております。

説明は以上です。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本教育長  
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特に無いようですので、お諮りいたします。

「議案第9号」及び「議案第10号」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

異議なしと認めます。

よって、「議案第9号」及び「議案第10号」は、原案のとおり決定しました。

## 日程 第6 その他

松本教育長  
松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長 只今説明しました件につきましては、認定の基準により決定したものです。  
以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次に、第2号「次回教育委員会定例会の開催について」を議題とします。  
事前のお知らせでは、次回の定例会は、6月30日、金曜日、午後2時から開催する予定としておりましたが、市議会やその他の会議等の都合で調整ができないため、開催時間を午前10時からに変更したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長 それでは、次回の定例会は、6月30日、金曜日、午前10時から開催いたしますので、よろしくをお願いします。

松本教育長 最後に、第3号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長 (長崎県市町村教育委員会連絡協議会 令和5年度総会及び合同研修会について)  
学校教育課長 (新型コロナウイルス感染症関連について)

松本教育長 他にございませんか  
特にないようですので、以上で第3号の「その他」を終わります。

#### 日程 第7 閉会

松本教育長 以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。  
委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 14時50分

会議録署名人

教育委員

記録職員